ACSES ニュースレター_２００４号（2020 年 12 月 28 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（16 頁）―

[1] 消防法施行規則の一部改正
◇消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募の結果及び改正省令等の公布〈総務省消防庁〉
◇消防法施行規則の一部を改正する省令（総務省令第 123 号）〈官報〉
◇消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件（消防庁告示第 18 号）〈官報〉
◇消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件（消防庁告示第 19 号）〈官報〉
◇消防法施行規則第五十一条の十二第二項の規定において準用する同令第四条の二の四第三項の規定に基づき、防災管理の点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件（消防庁告示第 20 号）〈官報〉
◇防火管理に関する講習の実施細目を定める件等の一部を改正する件（消防庁告示第 21 号）〈官報〉
[2] 危険物の規制に関する規則等の一部改正
◇危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（案）に対する 意見公募の結果及び改正省令の公布〈総務省消防庁〉
◇危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（総務省令第 124 号）〈官報〉
[3] 海外の化学物質管理情報
〇国際：４件　〇欧州：19 件　〇米国：５件　〇カナダ：３件　〇オーストラリア：４件

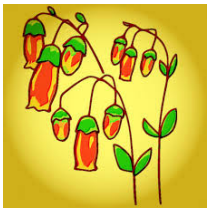

エンゼルランプ

****

[1] 消防法施行規則の一部改正

◇消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募の結果及び改正省令等の公布

＜総務省消防庁　2020 年 12 月 25 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/b6935287f618344ea70a817f4face029f695ac14.pdf

消防庁は、消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等の内容について、令和２年 10 月 19 日から令和２年 11 月 17 日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、15 件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「消防法施行規則の一部を改正する省令」、「消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件」、「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件」、「消防法施行規則第五十一条の十二第二項の規定において準用する同令第四条の二の四第三項の規定に基づき、防災管理の点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件」及び「防火管理に関する講習の実施細目を定める件等の一部を改正する件」を公布しましたのでお知らせします。

１ 主な改正内容

以下の事項について措置を行うため、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第６号）、平成 14 年消防庁告示第８

号、平成 16 年消防庁告示第９号、平成 20 年消防庁告示第 19 号等を改正するものです。
（１）消防法令に定める様式の押印削除に関する事項
（２）消防法令に定める各種点検の期間の延長に関する事項
（３）特定共同住宅等における点検基準の合理化に関する事項
（４）消防設備士免状の写真に関する事項
２ 意見公募の結果
消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等の内容について、令和２年 10 月 19 日から令和２年 11 月 17 日までの間、意見を公募したところ、15 件の御意見がございました。
いただいた御意見及び総務省の考え方は、別紙１のとおりです。
３ 改正省令等の公布
消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、改正省令等を令和２年 12 月 25 日に公布しました。
・改正省令等の概要 別紙２
・改正省令等の新旧対照表 別紙３

◇消防法施行規則の一部を改正する省令（総務省令第 123 号）

［官報］ 令和２年 12 月 25 日 号外 第 273 号 78～79 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20201225/20201225g00273/20201225g002730078f.html

○総務省令第 123 号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の規定に基づき、同法及び同令を実施するため、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和２年 12 月 25 日　　総務大臣　武田　良太

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（防火対象物の点検及び報告） **第四条の二の四**　法第八条の二の二第一項の規定による点検は、一年に一回行うものとする。ただし、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第一号に規定するものをいう。第三十一条の六第四項において同じ。）その他の消防庁長官が定める事由により、その期間ごとに法第八条の二の二第一項の規定による点検を行うことが困難であるときは、消防庁長官が当該事由を勘案して定める期間ごとに当該点検を行うものとする。	（防火対象物の点検及び報告） **第四条の二の四**　法第八条の二の二第一項の規定による点検は、一年に一回行うものとする。
［２・３　略］	［２・３　同左］
４　法第八条の二の二第一項に規定する防火対象物点検資格者（以下「防火対象物点検資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であって、法人で総務大臣が登録するもの（以下こ	４　［同左］

の条及び次条において「登録講習機関」という。)の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類(次項及び次条第二項において「免状」という。)の交付を受けている者とする。	
［一　略］	［一　同左］
二　第三十一条の六第七項　に規定する消防設備点検資格者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検について三年以上の実務の経験を有する者	二　第三十一条の六第六項に規定する消防設備点検資格者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検について三年以上の実務の経験を有する者
［三～十五　略］	［三～十五　同左］
［５　略］	［５　同左］
(防火対象物の点検基準)	(防火対象物の点検基準)
第四条の二の六　［略］	**第四条の二の六**　［同左］
２ 法第八条の二の二第一項の防火対象物であつて、次に掲げる防火対象物又はその部分については、前項の規定のうち、同項第一号から第三号までの規定以外の規定を適用しないものとする。	２　［同左］
［一・二　略］	［一・二　同左］
三　特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年総務省令第四十号)第二条第一号に規定する特定共同住宅等(これに類する防火対象物であつて、火災の発生又は延焼のおそれの少ないものとして消防長又は消防署長が認めるものを含む。)の次に掲げる部分以外の部分	［新設］
イ　令別表第一□項イ並びに□項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分	
ロ　イに掲げる部分から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路	
(消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告)	(消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告)
第三十一条の六　［略］	**第三十一条の六**　［同左］
［２・３　略］	［２・３　同左］
４　前三項の規定にかかわらず、新型インフルエンザ等その他の消防庁長官が定める事由により、これらの項に規定する期間ごとに法第十七条の三の三の規定による点検を行い、又はその結果を報告することが困難であるときは、消防庁長官が当該事由を勘案して定める期間ごとに当該点検を行い、又はその結果を報告するものとする。	［新設］
５～８　［略］	４～７　［同左］
(免状の書換えの申請書の様式等)	(免状の書換えの申請書の様式等)
第三十三条の六　［略］	**第三十三条の六**　［同左］
［２　略］	［２　同左］
３　前項の写真は、申請書提出前六月以内に撮影した正面、無帽(第三十三条の五第二項に定める免状の記載事	３　前項の写真は、申請書提出前六月以内に撮影した正面、無帽、無背景、上三分身像の縦四・五センチメー

項の変更に係る免状の書換えの申請を行おうとする者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。)、無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとする。 ［４　略］	トル、横三・五センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとする。 ［４　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

別記様式第一号の二から別記様式第一号の二の二の三まで、別記様式第一号の二の二の三の三から別記様式第一号の二の三まで、別記様式第一号の七から別記様式第十二号まで、別記様式第十四号及び別記様式第十五号中「㊞」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◇消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件（消防庁告示第 18 号）

［官報］　令和 2 年 12 月 25 日　号外　第 273 号　196 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201225/20201225g00273/20201225g002730196f.html

○消防庁告示第 18 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の四第三項の規定に基づき、平成十四年消防庁告示第八号（消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年 12 月 25 日　　消防庁長官　　横田　真二

次の表に 2 より、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

別記様式第 1　―省略―

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

◇消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件（消防庁告示第 19 号）

［官報］　令和 2 年 12 月 25 日　号外　第 273 号　197 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201225/20201225g00273/20201225g002730197f.html

○消防庁告示第 19 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第五項の規定に基づき、平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年 12 月 25 日　　消防庁長官　　横田　真二

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

別記様式第 1　―省略―

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

◇消防法施行規則第五十一条の十二第二項の規定において準用する同令第四条の二の四第三項の規定に基づき、防災管理の点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件（消防庁告示第 20 号）

［官報］ 令和 2 年 12 月 25 日 号外 第 273 号 198 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201225/20201225g00273/20201225g002730198f.html

○消防庁告示第 20 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第五十一条の十二第二項の規定において準用する同令第四条の二の四第三項の規定に基づき、平成二十年消防庁告示第十九号（消防法施行規則第五十一条の十二第二項の規定において準用する同令第四条の二の四第三項の規定に基づき、防災管理の点検の結果についての報告書の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年 12 月 25 日　　消防庁長官　　横田　真二

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

別記様式第１　　―省略―

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

◇防火管理に関する講習の実施細目を定める件等の一部を改正する件（消防庁告示第 21 号）

［官報］ 令和 2 年 12 月 25 日 号外 第 273 号 199～200 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201225/20201225g00273/20201225g002730199f.html

消防法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第百二十三号）の施行に伴い、並びに消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二条の三第六項、第三十一条の六第六項、第七項第十号及び第八項第六号並びに第三十一条の七第二項において準用する同令第一条の四第十項の規定に基づき、昭和六十二年消防庁告示第一号（防火管理に関する講習の実施細目を定める件）等の一部を次のように改正する。

令和二年 12 月 25 日　　消防庁長官　　横田　真二

第一条　昭和六十二年消防庁告示第一号（防火管理に関する講習の実施細目を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>第二　講習事項の一部免除
甲種防火管理新規講習については、第一の規定に関わらず、次の表の上欄に掲げる者の区に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる講習事項を免除することができるものとする。
<table><tr><th>講習事項の一部を免除することができる者</th><th>免除することができる講習事項</th></tr><tr><td>消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）<u>第三十一条の六第七項</u>に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者</td><td>［略］</td></tr></table></td><td>第二　講習事項の一部免除
［同左］
<table><tr><th>講習事項の一部を免除することができる者</th><th>免除することができる講習事項</th></tr><tr><td>消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）<u>第三十一条の六第六項</u>に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者</td><td>［同左］</td></tr></table></td></tr>
</table>

［略］	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

第二条　平成十二年消防庁告示第十一号（消防法施行規則第三十一条の六第五項第十号に規定する同項第一号から第九号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
消防法施行規則第三十一条の六第七項第十号に規定する同項第一号から第九号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者は、次の各号に掲げる者とする。	消防法施行規則第三十一条の六第五項第十号に規定する同項第一号から第九号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

第三条　平成十二年消防庁告示第十四号（消防法施行規則第三十一条の六第七項第六号の期間を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
第一　期間 消防法施行規則第三十一条の六第八項第六号の期間（以下「期間」という。）は、次のとおりとする。 ［一・二　略］	第一　期間 消防法施行規則第三十一条の六第七項第六号の期間（以下「期間」という。）は、次のとおりとする。 ［一・二　略］

第四条　平成十六年消防庁告示第十号（消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第三十一条の六第六項の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者（以下［消防設備士］という。）又は総務大臣が認める資格を有する者（以下「消防設備点検資格者」という。）が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類は次のとおりとする。	消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第三十一条の六第五項の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者（以下［消防設備士］という。）又は総務大臣が認める資格を有する者（以下「消防設備点検資格者」という。）が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類は次のとおりとする。

第五条　平成十六年消防庁告示第十八号（消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
第二　講習の対象 講習は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第三十一条の六第七項各号のいずれかに該当する者を対象とするものとする。 第四　講習科目の一部免除	第二　講習の対象 講習は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省 6 令第六号。以下「規則」という。）第三十一条の六第六項各号のいずれかに該当する者を対象とするものとする。

<table>
<tr>
<td>
一　特種の講習については、第三第一号の規定に関わらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる講習科目を免除することができるものとする。
<table>
<tr><td>講習事項の一部を免除することができる者</td><td>免除することができる講習事項</td></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td>規則第三十一条の六第八項第六号の期間（以　下「期間」という。）ごとに特種消防設備点検資格者免状の交付を受けないことにより特種消防設備点検資格者の資格を失った者</td><td>［略］</td></tr>
</table>
</td>
<td>
第四　講習科目の一部免除
一　［同左］
<table>
<tr><td>講習事項の一部を免除することができる者</td><td>免除することができる講習事項</td></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td>規則第三十一条の六第六項第六号の期間（以　下「期間」という。）ごとに特種消防設備点検資格者免状の交付を受けないことにより特種消防設備点検資格者の資格を失った者</td><td>［略］</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr><td colspan="2">備考　表中の［　］の記載は注記である。</td></tr>
</table>

附　則

この告示は、消防法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第百二十三号）の施行の日（令和二年十二月二十五日）から施行する。

****

[2] *危険物の規制に関する規則等の一部改正*

◇危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（案）に対する 意見公募の結果及び改正省令の公布

＜総務省消防庁　2020 年 12 月 25 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/201225_kiho_1.pdf

消防庁は、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（案）の内容について、令和２年 10 月 19 日から令和２年 11 月 17 日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、９件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令」を公布しましたのでお知らせします。

１ 改正内容

以下の事項について措置を行うため、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成 23 年総務省令第 168 号）を改正するものです。

（１）様式上に規定されている押印に関する事項

（２）危険物取扱者免状の写真に関する事項

（３）定期点検の期限に関する事項

２ 意見公募の結果

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(案)の内容について、令和２年 10 月 19 日から令和２年 11 月 17 日までの間、意見を公募したところ、９件の御意見がございました。頂いた御意見及び総務省の考え方は、別紙１のとおりです。

３ 省令等の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、「危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令」を令和２年 12 月 25 日に公布しました。

改正省令の概要は別紙２、改め文及び新旧対照表は別紙３のとおりです。

４ 資料の入手方法

別紙１～３の資料については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp）の「報道資料」欄及び消防庁ホームページ（http://www.fdma.go.jp/）の「報道発表」欄に、本日（12 月 25 日（金））掲載するとともに、電

子政府の総合窓口［ｅ－Ｇｏｖ］（https://www.e-gov.go.jp）の「パブリックコメント」欄に掲載するほか、総務省消防庁危険物保安室（中央合同庁舎２号館３階）において閲覧に供するとともに配布します。

◇危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（総務省令第 124 号）

［官報］ 令和２年 12 月 25 日　号外　第 273 号　80～82 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201225/20201225g00273/20201225g002730080f.html

○総務省令第 124 号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の規定に基づき、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和２年 12 月 25 日　　総務大臣　　武田　良太

改　正　後	改　正　前
（免状の書換えの申請書の様式） **第五十二条**　［略］ ２　令第三十四条の総務省令で定める添付書類は、次の各号に掲げる書換えの事由に応じ、当該各号に定める書類とする。 一　第五十一条第二項に定める免状の記載事項に変更を生じたとき書換えの申請前六月以内に撮影した写真（正面、無帽（申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものをいう。第五十三条及び第五十七条において同じ。） ［二　略］ ［３　略］ （定期に行わなければならない時期等） **第六十二条の四**　法第十四条の三の二の規定による定期点検は、一年（告示で定める構造又は設備にあつては告示で定める期間）に一回以上行わなければならない。ただし、第六十二条の二第一項第一号に掲げる事由により、定期点検を行うことが困難であると認められるときは、市町村長等が点検を行うべき期限を別に定めることができる。 ［２　略］ **第六十二条の五の二**　［略］ ２　前項の点検は、地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻（以下この項において「地下貯蔵タンク等」という。）を有する製造所等について令第八条第三項の完成検査済証（法第十一条第一項後段の規定による変更の許可（以下この条から第六十二条の五の四までにおいて「変更の許可」という。）に係るものについては、当該地下貯蔵タンク等の変更の許可に係るものに限る。）の交付を受けた日又は直近におい	（免状の書換えの申請書の様式） **第五十二条**　［同左］ ２　令第三十四条の総務省令で定める添付書類は、次の各号に掲げる書換えの事由に応じ、当該各号に定める書類とする。 一　第五十一条第二項に定める免状の記載事項に変更を生じたとき書換えの申請前六月以内に撮影した写真（正面、無帽、無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものをいう。第五十三条及び第五十七条において同じ。） ［二　同左］ ［３　同左］ （定期に行わなければならない時期等） **第六十二条の四**　法第十四条の三の二の規定による定期点検は、一年（告示で定める構造又は設備にあつては告示で定める期間）に一回以上行わなければならない。 ［２　同左］ **第六十二条の五の二**　［同左］ ２　前項の点検は、地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻（以下この項において「地下貯蔵タンク等」という。）を有する製造所等について令第八条第三項の完成検査済証（法第十一条第一項後段の規定による変更の許可（以下この条から第六十二条の五の四までにおいて「変更の許可」という。）に係るものについては、当該地下貯蔵タンク等の変更の許可に係るものに限る。）の交付を受けた日又は直近において

て当該地下貯蔵タンク等について前項の点検を行った日から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日の属する月の末日までの間に一回以上行わなければならない。ただし、第六十二条の二第一項第一号に掲げる事由により、前項の点検を行うことが困難であると認められるときは、市町村長等が点検を行うべき期限を別に定めることができる。	当該地下貯蔵タンク等について前項の点検を行った日から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日の属する月の末日までの間に一回以上行わなければならない。ただし、当該期間内に当該地下貯蔵タンク又は二重殻タンクにおける危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認める場合には、当該地下貯蔵タンク又は二重殻タンクを有する製造所等の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、当該期間を当該市町村長等が定める期間延長することができる。
［一・二　略］	［一・二　同左］
３　前項の規定にかかわらず、当該期間内に当該地下貯蔵タンク又は二重殻タンクにおける危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認める場合には、当該地下貯蔵タンク又は二重殻タンクを有する製造所等の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、当該期間を当該市町村長等が定める期間延長することができる。	［新設］
４　前項の申請は、別記様式第四十二の申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添えて行わなければならない。	［新設］
第六十二条の五の三　［略］	第六十二条の五の三　［略］
２　前項の点検は、地下埋設配管を有する製造所等について令第八条第三項の完成検査済証（変更の許可に係るものについては、当該地下埋設配管の変更の許可に係るものに限る。）の交付を受けた日又は直近において前項の点検を行った日から一年（完成検査を受けた日から十五年を超えないもの又は危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置が講じられているものにあっては三年）を経過する日の属する月の末日までの間に一回以上行わなければならない。ただし、第六十二条の二第一項第一号に掲げる事由により、前項の点検を行うことが困難であると認められるときは、市町村長等が点検を行うべき期限を別に定めることができる。	２　前項の点検は、地下埋設配管を有する製造所等について令第八条第三項の完成検査済証（変更の許可に係るものについては、当該地下埋設配管の変更の許可に係るものに限る。）の交付を受けた日又は直近において前項の点検を行った日から一年（完成検査を受けた日から十五年を超えないもの又は危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置が講じられているものにあっては三年）を経過する日の属する月の末日までの間に一回以上行わなければならない。ただし、当該期間内に当該地下埋設配管における危険物の取扱いが休止され、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認める場合には、当該地下埋設配管を有する製造所等の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、当該期間を当該市町村長等が定める期間延長することができる。
３　前項の規定にかかわらず、当該期間内に当該地下埋設配管における危険物の取扱いが休止され、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認める場合には、当該地下埋設配管を有する製造所等の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、当該期間を当該市町村長等が定める期間延長することができる。	
４　前項の申請は、別記様式第四十三の申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添えて	３　前項ただし書の申請は、別記様式第四十三の申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を

行わなければならない。 **第六十二条の五の四**　移動タンク貯蔵所に係る定期点検は、第六十二条の四の規定によるほか、告示で定めるところにより、令第八条第三項の完成検査済証(変更の許可に係るものについては、当該移動貯蔵タンクの変更の許可に係るものに限る。)の交付を受けた日又は直近において当該移動貯蔵タンクの漏れの点検を行った日から五年を経過する日の属する月の末日までの間に一回以上当該移動貯蔵タンクの漏れの点検を行わなければならない。ただし、第六十二条の二第一項第一号に掲げる事由により、当該点検を行うことが困難であると認められるときは、市町村長等が点検を行うべき期限を別に定めることができる。	添えて行わなければならない。 **第六十二条の五の四**　移動タンク貯蔵所に係る定期点検は、第六十二条の四の規定によるほか、告示で定めるところにより、令第八条第三項の完成検査済証(変更の許可に係るものについては、当該移動貯蔵タンクの変更の許可に係るものに限る。)の交付を受けた日又は直近において当該移動貯蔵タンクの漏れの点検を行った日から五年を経過する日の属する月の末日までの間に一回以上当該移動貯蔵タンクの漏れの点検を行わなければならない。
備考　表中の[　]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

様式第一から様式第三まで、様式第五から様式第九まで、様式第十二、様式第十三、様式第十五から様式第十七まで、様式第十八から様式第二十まで、様式第二十六から様式第二十九まで及び様式第三十一から様式第四十三までの規定中「㊞」を削る。

(危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条　危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成二十三年総務省令第百六十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二から別記様式第四までの規定中「㊞」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

****

[3] ***海外の化学物質管理情報***　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 519 号　2020 年 12 月 23 日　から＞

〇国際

・Webinar Series on Testing and Assessment Methodologies

＜経済協力開発機構(OECD) 2020 年 12 月 15 日＞

http://www.oecd.org/chemicalsafety/webinars-on-testing-and-assessment-methodologies.htm

OECD は、2020/11/30 に開催した Web セミナーのプレゼンテーション資料（トレーニングニーズ、リソース、およびアドバース・アウトカム・　パスウェイ(AOP)の機会）を掲載した。

・Webinar Series on Testing and Assessment Methodologies

＜経済協力開発機構(OECD) 2020 年 12 月 15 日＞

http://www.oecd.org/chemicalsafety/webinars-on-testing-and-assessment-methodologies.htm

OECD は、ナノマテリアルの水生および堆積物の生態毒性試験に関する最近リリースされたガイダンス文書 No. 317 の適用範囲と使用についての Web セミナーを 2021/1/26 に開催することを案内している。

・Draft Guidance and Review Documents/Monographs Draft Guidance Document Behaviour in Soils Using TG 312 for NMs

＜経済協力開発機構(OECD) 2020 年 12 月 15 日＞

http://www.oecd.org/env/ehs/testing/draft-guidance-review-documents-monographs.htm

OECD は、試験ガイドライン TG 312LEACHING IN SOIL COLUMNS を使用した、ナノマテリアルの土壌中の挙動に関するガイダンス文書の草案への意見募集を開始した。意見提出は 2021/1/22 まで。ガイダンス文書の草案 →

http://www.oecd.org/env/ehs/testing/draft-guidance-document-on-testing-nanomaterials-test-guideline-312.pdf

・Draft Guidance and Review Documents/Monograph Draft validation report on the kinetic Direct Peptide Reactivity

Assay (kDPRA)
＜経済協力開発機構(OECD) 2020 年 12 月 15 日＞
http://www.oecd.org/env/ehs/testing/draft-guidance-review-documents-monographs.htm
OECD は、動的ペプチド結合性試験（kDPRA）検証（バリデーション）レポートの草案を掲載し意見募集を開始した。意見提出は 2021/2/3 まで。kDPRA 検証レポートの草案 →
http://www.oecd.org/env/ehs/testing/draft-validation-report-kinetic-direct-peptide-reactivity-assay.pdf
---

〇欧州

・Daily News 14 / 12 / 2020 Chemicals:EU takes action for safer tattooing inks and permanent make-up
＜欧州委員会(EC)　2020 年 12 月 14 日＞　https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/mex_20_2414
欧州委員会は、REACH 規則の下でタトゥーインクやパーマネントメイクアップに含まれる有害化学物質から欧州市民を保護する措置が本日採択されたと報じている。新しい制限規則には、物質のグループ、または特定のアゾ系染料や発がん性の芳香族アミン、多環式芳香族炭化水素(PAH)、金属、メタノールなどの個々の物質に対して確立された最大許容濃度が含まれており、規則は 12 か月間の移行フェーズ後に適用される。
・Commission Directive (EU) 2020/2088 of 11 December 2020 amending Annex II to Directive 2009/48/EC of the European Parliament and of the Council as regards the labelling of allergenic fragrances in toys
＜欧州委員会(EC)　2020 年 12 月 15 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32020L2088&qid=1608077665364
欧州委員会（DG GROW)は、玩具中のアレルギー性の香料の表示に関し、欧州玩具安全指令 2009/48/EC の附属書 II を改正する 2020/12/11 付け欧州委員会指令（EU）2020/2088 を官報公示した。この改正は 2022/7/5 より適用される。
・Commission Directive (EU) 2020/2089 of 11 December 2020 amending Annex II to Directive 2009/48/EC of the European Parliament and of the Council as regards the prohibition of allergenic fragrances in toys
＜欧州委員会(EC)　2020 年 12 月 15 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32020L2089&qid=1608077665364
欧州委員会（DG GROW)は、玩具中のアレルギー性の香料の禁止に関し、欧州玩具安全指令 2009/48/EC の附属書 II を改正する 2020/12/11 付け欧州委員会指令（EU）2020/2089 を官報公示した。この改正は 2022/7/5 より適用される。
・Commission Regulation (EU) 2020/2081 of 14 December 2020 amending Annex XVII to Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH) as regards substances in tattoo inks or permanent make-up
＜欧州委員会(EC)　2020 年 12 月 15 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32020R2081&qid=1608076669323
欧州委員会（DG GROW)は、タトゥーインクとパーマネントメイクアップ中の物質に関し、REACH 規則の附属書 XVII を改正する 2020/12/14 付け欧州委員会規則(EU) 2020/2081 を官報公示した。この規則は REACH 規則附属書 XVII に新たなエントリー75 を追加するもので、タトゥーインクとパーマネントメイクアップ中の物質に関する制限は、特例を除き 2022/1/4 より適用される。
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/EU/766
＜欧州委員会(EC)　2020 年 12 月 16 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/169470?FromAllNotifications=True
欧州委員会は、殺生物性製品規則（EU）No 528/2012 の附属書 I にソルビン酸カリウムを活性物質として追加し改正する欧州委員会委任規則(案)を WTO/TBT 通報した。この通報への意見提出は 2021/2/14 まで。WTO/TBT 通報文書
→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/EEC/20_7743_00_e.pdf
→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/EEC/20_7743_01_e.pdf
・Chemicals - simplified Commission Regulation on applications for authorisation procedure for uses authorisation procedure for substances used in legacy spare partsin legacy spare parts
＜欧州委員会(EC)　2020 年 12 月 16 日＞

→
https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12817-Commission-Regulation-on-applications-for-authorisation-procedure-for-uses-in-legacy-spare-parts
欧州委員会は、レガシースペアパーツに使用される物質の認可申請手続きを簡素化する REACH 規則の適用に関する欧州委員会の施行規則(案)を公開し意見募集を開始した。意見提出は 2021/1/13 まで。

・Commission Regulation (EU) 2020/2096 of 15 December 2020 amending Annex XVII to Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH), as regards carcinogenic, mutagenic or reproductive toxicant (CMR) substances, devices covered by Regulation (EU) 2017/745 of the European Parliament and of the Council, persistent organic pollutants, certain liquid substances or mixtures, nonylphenol and testing methods for azocolourants
＜欧州委員会(EC)　2020 年 12 月 16 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32020R2096&qid=1608166316733
欧州委員会（DG GROW）は、発がん性・変異原性・生殖毒性(CMR)物質、欧州規則（EU）2017/745 の対象となる機器、残留性有機汚染物質、特定の液状物質または混合物、ノニルフェノール、およびアゾ色素の試験方法に関する REACH 規則の附属書 XVII を改正する 2020/12/15 付け欧州委員会規則（EU）2020/2096 を官報公示した。

・COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) .../... amending Annex I to Regulation (EU) 2019/1021 of the European Parliament and of the Council on persistent organic pollutants as regards pentachlorophenol and its salts and esters
＜欧州委員会(EC)　2020 年 12 月 16 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=PI_COM%3AC%282020%298844&qid=1608168417273
欧州委員会（DG Environment）は、ペンタクロロフェノール、およびその塩およびエステルに関し、欧州 POPs 規則(EU) 2019/1021 の附属書 I を改正する欧州委員会委任規則(案)を公開した。

・Commission Implementing Decision (EU) 2020/2124 of 9 December 2020　not granting a Union authorisation for the biocidal product family ‘Contec Hydrogen Peroxide’ (notified under document C(2020) 8394)
＜欧州委員会(EC)　2020 年 12 月 17 日＞
→ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32020D2124&qid=1608516853381
欧州委員会（DG SANTE）は、殺生物性製品ファミリー「Contec Hydrogen Peroxide」に欧州連合認可を付与しない 2020/12/9 付け欧州委員会執行決定（EU）2020/2124 を官報公示した。

・Parliament adopts deal to improve quality of tap water and reduce plastic litter
＜欧州議会（EU Parliament）　2020 年 12 月 15 日＞
https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20201211IPR93619/parliament-adopts-deal-to-improve-quality-of-tap-water-and-reduce-plastic-litter
欧州議会は、新しい飲料水指令に関して加盟国との合意を承認した。新しい規則は欧州全体に高品質の水道水を提供するようにするもので、欧州市民のイニシアティブ Right2Water に応えたものと説明している。

・Committees raise concern over persistent and toxic chemical in clay targets
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 12 月 14 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/committees-raise-concern-over-persistent-and-toxic-chemical-in-clay-targets
ECHA の科学委員会は、クレー射撃で使用されるターゲットには、コールタールピッチ(高温)（CTPHT）が使用されており、CTPHT には PBT/vPvB の多環式芳香族炭化水素（PAH）が含まれることから、年間に数百トンの PAH で環境が汚染されると懸念している。ECHA は、上市されるクレー射撃のターゲットのリスクに対処するための制限案を作成する必要性を調査している。

・EU exports and imports less PIC chemicals in 2019
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 12 月 15 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/eu-exports-and-imports-less-pic-chemicals-in-2019
ECHA は、欧州 PIC 規則に基づく最新の報告書で、2019 年に PIC 対象の輸出化学品では 1,2-ジクロロエタンの数量が

最も多く(前年比 +31%)、輸入化学品ではベンゼン量が最も多かった(前年比 -11%)が、輸出、輸入ともに 2018 年よりも量は少なかったと報じている。
Report on exports and imports of PIC chemicals in 2019 →
https://www.echa.europa.eu/documents/10162/21728206/pic_article_10-2019_en.pdf/8e6a6622-3f62-5432-59db-d32468a73d87.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-16-december-2020
ECHA は ECHA020/12/16 版
・ECHA Weekly - 16 December 2020
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 12 月 16 日＞
https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-16-december-2020
ECHA は ECHA Weekly の 2020/12/16 版を掲載した。
・One-third of products claimed to be treated with biocides have incorrect labelling
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 12 月 16 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/one-third-of-products-claimed-to-be-treated-with-biocides-have-incorrect-labelling
ECHA の執行フォーラムの殺生物性製品規則サブグループ(BPRS)が実施した執行プロジェクト(BEF-1)は、2019 年に殺生物性製品で処理された製品への法的な義務をチェックし、処理された製品の 36%に殺生物性製品規則に基づく表示要件に準拠していないことが判明したと報じている。
・Consultations following ECHA’s Executive Director Requests to the Committees
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 12 月 16 日＞
https://www.echa.europa.eu/echas-executive-director-requests-to-the-committees
ECHA は、事務局長からの要請に基づき、DEHP、三酸化クロム、および重クロム酸ナトリウムに対する 8 件の認可申請における代替計画についての意見募集を開始した。意見提出は 2021/1/27 まで。
・Guidance on REACH　Guidance on the compilation of safety data sheets
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 12 月 16 日＞
https://www.echa.europa.eu/guidance-documents/guidance-on-reach
ECHA は、更新された安全データシート(SDS)の作成に関するガイダンス (Version 4.0) を公開した。SDS 作成ガイダンス(Version 4.0) →
https://www.echa.europa.eu/documents/10162/23036412/sds_en.pdf/01c29e23-2cbe-49c0-aca7-72f22e101e20
・Current Testing Proposals
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 12 月 16 日＞
https://www.echa.europa.eu/information-on-chemicals/testing-proposals/current
ECHA は、無益な動物試験を回避するため、REACH 登録された 32 物質に対する 48 の試験提案を公開し意見募集を開始した。意見提出は 2021/2/1 まで。
・Nanotoxicology journal publishes details of new ECETOC NanoApp
＜欧州化学物質生態毒性・毒性センター(ECETOC)　2020 年 12 月 16 日＞
https://www.ecetoc.org/mediaroom/nanotoxicology-journal-publishes-details-of-new-ecetoc-nanoapp/
ECETOC は、「REACH 規則で同じナノ形状のセットの登録をサポートする ECETOC NanoApp の背景にある根拠と決定のルール」と題する記事が Nanotoxicology Journal に掲載されたことを案内している。
掲載された記事 → https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/17435390.2020.1842933
・ノルウェー、バーゼル条約改正に伴い、プラスチックごみを対象に追加した新規制法を策定
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2020 年 12 月 15 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=44681&oversea=1

○米国

・Final Risk Evaluation for Perchloroethylene

＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 12 月 14 日＞
https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/final-risk-evaluation-perchloroethylene
EPA は、ペルクロロエテン（CAS RN 127-18-4）の TSCA に基づく最終リスク評価を発表した。この最終リスク評価では、61 の使用条件のうち 59 に労働者、職業上の非使用者、消費者、および傍観者に不当なリスクがあると判断しており、EPA はこの不当なリスクに対処する措置の最終化に早急に取り組むとしている。
ペルクロロエテンの最終リスク評価　→
https://www.epa.gov/sites/production/files/2020-12/documents/1_risk_evaluation_for_perchloroethylene_pce_casrn_127-18-4_0.pdf

・Certain New Chemicals; Receipt and Status Information for October 2020
＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 12 月 15 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2020/12/15/2020-27540/certain-new-chemicals-receipt-and-status-information-for-october-2020
EPA は、TSCA 第 5 条に基づき 2020/10/1～2020/10/31 の期間に受理した製造前届出(PMN)、重要新規利用届出(SNUN)、微生物商業活動届出(MCAN)、バイオテック免除、テストマーケティング免除、および新規化学物質の製造(輸入を含む)の開始通知(NOC)に加え、試験情報の受領や修正通知を官報公示した。意見提出は 2021/1/14 まで。

・Draft Compliance Guide for Imported Articles Containing Surface Coatings Subject to the Long-Chain Perfluoroalkyl Carboxylate and Perfluoroalkyl Sulfonate Chemical Substances Significant New Use Rule; Notice of Availability and Request for Comment
＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 12 月 16 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2020/12/16/2020-27600/draft-compliance-guide-for-imported-articles-containing-surface-coatings-subject-to-the-long-chain
EPA は、長鎖のペルフルオロアルキルカルボキシレート(LCPFAC)およびペルフルオロアルキルスルホネートに対する TSCA に基づく重要新規利用規則(SNUR)の最終規則の対象となる、特定の LCPFAC を表面コーティングの一部に含む成形品の輸入に関するコンプライアンスガイドの草案が利用可能となったこと、およびコンプライアンスガイド草案への意見募集を行うことを官報公示した。
意見提出は 2021/1/15 まで。

・EPA Releases Interim Guidance on Destroying and Disposing of Certain PFAS and PFAS-Containing Materials
＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 12 月 18 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-releases-interim-guidance-destroying-and-disposing-certain-pfas-and-pfas-containing
EPA は、PFAS 行動計画の一環として、特定の PFAS および PFAS 含有成形品の破壊と廃棄に関する新しい暫定的なガイダンスを公開した。具体的には、消防用の泡消火薬剤を含む、非消費者製品から PFAS および PFAS 含有材料を破壊または廃棄するために使用できる手法や処理に関する現状の科学を概説するものと説明している。

・Perchloroethylene (PCE); Final Toxic Substances Control Act (TSCA) Risk Evaluation; Notice of Availability
＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 12 月 18 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2020/12/18/2020-27880/perchloroethylene-pce-final-toxic-substances-control-act-tsca-risk-evaluation-notice-of-availability
EPA は、TSCA に基づくペルクロロエテン(PCE)の最終リスク評価が利用可能となったことを官報公示した。EPA が認定した不当なリスクに対処するため TSCA に基づく措置を講じることになると説明している。

○カナダ

・Bisphenol A (BPA) structural analogues and functional alternatives
＜カナダ　2020 年 12 月 18 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan/initiatives/bisphenol-a-structural-analogues-functional-alternatives.html

カナダ政府は、化学物質管理計画(CMP)活動のイニシアチブとして、ビスフェノールA (BPA) の構造的類似物質および機能的代替物質のサブグループ化についての提案に技術的意見募集を開始した。意見提出は2021/2/17まで。

・Na3NTA

＜カナダ　2020年12月18日＞

https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/na3nta.html

カナダ政府は、化学物質管理計画(CMP)に基づき、トリナトリウム＝２，２’，２’’ーニトリロトリアセタート (Na3NTA) (CAS RN 5064-31-3)のスクリーニング評価案を公開した。評価案で、この物質はカナダ環境保護法(CEPA 1999)第64条の基準には合致しないとしている。

カナダ官報 → http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-12-19/html/notice-avis-eng.html#na4

・Phosphoric Acid Derivatives Group

＜カナダ　2020年12月19日＞

https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/phosphoric-acid-derivatives-group.html

カナダ政府は、化学物質管理計画(CMP)に基づき、リン酸誘導体グループの3物質の最終スクリーニング評価を発表し、リン酸トリキシリル(CAS RN 25155-23-1)にカナダ環境保護法(CEPA 1999)に基づく重要新規活動 (SNAc) を適用するために国内物質リストを改正する提案への2021/2/17まで60日間の意見募集を開始した。

カナダ官報 → http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-12-19/html/notice-avis-eng.html

---

○オーストラリア

・I make or import cosmetics - do I need to register with AICIS?

＜オーストラリア　2020年12月15日＞

→

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/i-make-or-import-cosmetics-do-i-need-register-aicis

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、パーソナルケア、スキンケア、メイクアップ、および他の化粧品に関する情報を提供するWebサイトを開設した。

・NICNAS exemption provisions

＜オーストラリア　2020年12月17日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/nicnas-exemption-provisions

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品(届出と審査)法 (旧法)に基づくいくつかの免除規定が、移行措置の下で2022/8/31まで工業化学品の導入者(製造者または輸入者)に利用可能であり、この移行措置に従って導入された化学品は工業化学品法 2019 (現行法)の第27条に基づく「報告された導入」と見なされると案内している。ただし、導入者は化学品の導入が旧法の免除規定を満足していることを証明する記録を保持することが必要で、当局はその記録の提出を求めることがあると説明している。

・Chemicals added to the Inventory five years after issue of assessment certificate - 18 December 2020

＜オーストラリア　2020年12月18日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/chemicals-added-inventory-five-years-after-issue-assessment-certificate-18-december-2020

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法2019の第82条に従い、審査証明書の発行後5年が経過した4物質をインベントリ(AIIC)に追加した。

・Variation of Inventory listing following revocation of CBI approval - 18 December 2020

＜オーストラリア　2020年12月18日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/variation-inventory-listing-following-revocation-cbi-approval-18-december-2020

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、機密企業情報(CBI)として扱われる工業化学品の名称承認が取り消されたことから、6物質のインベントリ情報を変更した。

********** 以上 **********